

長 寿 第 362 号
平成19年10月 4日

各 { 老人福祉施設施設長
有料老人ホーム管理者
高齢者生活支援ハウス管理者
介護老人保健施設管理者
介護保険事業者 } 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる
感染性胃腸炎の発生・まん延対策について

平素は、高齢者福祉・介護保険行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月25日高福号外・高介号外）等により施設内の衛生管理や感染症等発生時における報告等をお願いしているところです。

過去4年間のノロウイルスによる感染性胃腸炎の報告は、第40週（10月初旬）頃より増加する傾向にあり、本年は、第36週（9月3日から9月9日）までに特別養護老人ホーム等において集団感染及び死亡事例が発生しております。これから冬季をむかえ、空気の乾燥等により、感染が拡がりやすい状況になることも予想されます。

このため、社会福祉施設・介護保険施設等においては、感染を防止するための取り組み、おむつ交換や排泄介助時をはじめとする日頃からの手洗い、うがいの励行や衛生管理を徹底していただくとともに、施設入所者及び職員にノロウイルスによる感染が疑われる症状が表れた場合には、吐ぶつによる誤嚥や窒息の予防、吐ぶつやふん便の処理および施設内の消毒を徹底し、速やかに医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

なお、ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防等については、「ノロウイルスに関する Q&A」<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf> に掲載されておりますことを申し添えます。